

におられる方、こういった方について格段の改善を図っておるわけでございます。

その他、全体として九項目の改善になっておりますが、大きな問題としてはたまたま申し上げた三つの柱かと思ひます。

なお、これらの実施時期に關しましては、年額の調整といひますかベースアップ、これを四月から実施いたします。それから公務関係扶助料あるいは傷病恩給、こういったものに關しましては六月から実施する。ただ、寡婦加算につきましては、厚生年金との並びもございまして八月実施ということになっております。その他新規の改善につきましては、十月あるいは十二月実施ということに考へておるわけでございます。

○上原委員 大体三本柱といひますか、三点を重点に改定したいという御提案のようです。私もこれまで何回かお尋ねもしてまいりましたが、一応上原下簿の方向は年々修正をされてきた、その御努力は認めたと思うのです。しかし、最低保障額の問題とか、パーセンテージでは確かに上位号俸の方は抑えてあるのはわかりますが、依然として額にすると雲泥の差があるということは指摘せざるを得ないと思うのです。

そこで、そういう点とも関連はいたしますが、従来、この恩給法案を審査して可決する段階においては年々附帯決議をつけてまいりました。もちろん、附帯決議といひますものは要項事項でありますので、そのものを次年度というか短期間ですべて実現をするというのには、いろいろな制約等もあつてなかなかむずかしいことは理解をしないわけでもございせんが、どうも附帯決議の趣旨が十分尊重されてきたとはいひがたい面があるわけですね。この点についてはどうにお考えなのか、また、これからはどのようなお考えでその趣旨を全うしていきたいというお立場なのか、御見解を承つておきたいと思ひます。

○小龍政府委員 先ほど申し上げましたように、前回恩給法を御審議いただいたときも附帯決議があつたわけでございますが、この附帯決議は国会

の御意思として十分尊重しながら進めていきたいというように考へておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、普通恩給の最低保障額あるいは普通扶助料の率、これらの改善等については最大の努力をいたしておる、このように考へておるわけでございます。

○上原委員 ちよつとお答へが抽象的なんですね。たとえば第八十八回国会では、五十四年九月六日ですが、本委員会が附帯決議として「恩給の実施時期については、現職公務員の給与より一年の遅れがあるので、遅れをなくすよう特段の配慮をする」とともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること、そのほかにもございまして、まずこの点からいきたいと思ひます。

御承知のように、公務員の賃金改定とは一年おくれになつておりますね。これをぜひ同時期にすべきでないかという主張は長年なされてきたことでありまして、その改定時期を一体化すべきであるという附帯決議に対して、今回はむしろ五段階に分割をしてしまつておるわけですね。いまさつきも御説明がございましたが、ベースにかかわる件はたしか四月実施ですが、それから六月実施、八月実施、十月実施、十二月実施、こういうふうに分けて分けたというところは、むしろ後退を意味していると言つても言い過ぎではないと思ひます。お答えは恐らく財政問題その他でございせんが、お答えは恐らく財政問題その他でございせんが、もう少しこころを述べにみるかもしやないのかという感じがするわけですね。この点についての政府の御見解を聞いておきたいと思ひます。

○小龍政府委員 ただいま先生御指摘のように確かに実施時期を非常に区々に分けておるわけでございまして、これも先生御指摘のように、特に今年度は非常に厳しい財政事情の中にありまして、普通扶助料あるいは普通恩給、こういったものを格段に改善してまいりたい、こう考へたわけでございますが、私どもも受給者の方々にいろいろ御

意見を承るわけでございますが、実施時期が若干おくれても、中身を豊かにしていくということの方が受給者として非常に望ましいという声もあるわけでございますので、私どもとしてはこういった点で中身の充実ということに最大の努力を払つていこうというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○上原委員 そういふお考えも、あるいは理屈づけも一つの見識かもしれないませんが、しかし、余り細分化していくということは好ましい方向じゃないと思ひますね。その点は是正をしていただきたいということ、同時に、どうなんですか、実施時期を仮に四月に全部スタートラインをそろえたという場合、計算すればすぐ出ることですが、そんなに財政上のインパクトになるのかどうか、どのくらい追加予算になるのか、それも承つておきたいと思ひます。

同時に、先ほど指摘しましたように一年おくれである。これなども恩給関係者は大変御不満だと思ひますね。その点のこれからの改定といひますか、昨年の四月にさかのぼつての実施、公務員の改定時期と同時になすということ、そろえるということとはほとんど不可能な気がどうか、この点について改めて御見解をお聞かせください。

○小龍政府委員 ただいまの、もし四月に全部そろえたかどうかは、いまちよつと計算できまけんけれども、たとえば現在受給者の数が二百五十万人いるわけでございまして、したがいまして、この方々に仮に千円ずつ何がしかの給与をするということでは二十五億という金になるわけでございます。そういったところで、四月にそろえれば、恐らく数百億円さらに上積みしなければならぬのじゃないかというふうに考へておるわけでございまして。

それから、ベースアップ分について前年の四月にすべきじゃないかという御趣旨でございますが、私どももずっとベースアップを続けてまいつておるわけでございまして、ここ数年、先生がおっしゃつたように公務員の給与改善率、これ

を指標として使つてまいつておるわけでございまして。この指標は去年のものしか使つていただけなわけですが、この指標をことしの使つていただくが、果たして一年おくれという認識になるのかどうか、かつて仮定俸給の非常に低いころは、あるいはおくれおくれという感じがあつたかもしれせんが、去年の指標を使つてことしアップするということも果たして一年おくれと認識すべきかどうかという議論もあるところでございまして、また、他の公的年金等との並びもございまして、これは非常にむずかしい問題ではないかというように考へておるわけでございまして。

○上原委員 その点は若干疑問がございまして、いまの御見解を聞きおくことにしておきたいと思ひます。それで、次にちよつと中身のことに入ります。普通扶助料の場合ですが、文官恩給関係受給者と軍人恩給の場合にどうも格差があるような感じがするわけですね。軍人恩給の場合は、普通扶助料がたしか月額にして九万四千五百円程度、文官の場合ですと、普通扶助料はたしか五万ちよつとです。なぜこのように格差が出てくるのか。こころはどうか、軍人恩給の方にウエイトが置かれてゐる。もちろん軍人恩給の場合も、兵と下士官の場合には先ほど言ひましたようにまだまだ改善の余地があると私は思ひますが、文官関係者の普通扶助料についてはもっと考慮する余地がないのかどうか、こころを少し御見解を聞いておきたいと思ひます。

○小龍政府委員 ただいまの先生の御発言で、軍人関係が九万何がし、文官関係が五万何がしという数字がちよつと私どもにわかりかねるのでございまして、恐らく先ほどちよつと申し上げました戦争未亡人等に支給します公務扶助料、これは先生おっしゃつたように九万幾らかと思ひます。普通扶助料の場合ですと、むしろ文官の方の方が高いのじゃないかというように、詳しい数字はわかりませんが、私どもは認識いたしておるわけでございまして。

○上原委員 いまの九万四千五百円というのはたしか公務扶助料です。これは民間の場合ですね。しかし、では文官の普通扶助料は月額にして幾らになっているのですか。

○小泉政府委員 扶助料、普通恩給、皆そうでございますが、これは仮定俸給に勤務年限による倍率を掛けて計算するわけでございまして、一概に幾らというものは申し上げかねるわけでございしますが、ただ最低保障額といたしまして今回御審議いただいておりますのが、これは一般的に長期の方で、寡婦といいますが、奥さんが受けられるという方で、寡婦加算の額を含めまして年額五十七万五千円ということになっております。したがって、月額にしますと五万円ちょっと欠けるぐらいのところかと思ひます。

○上原委員 ですから、五万円ちょっと欠けるわけでしょう、五十七万五千円というところ。六十万でちょうど五万ですね。そういってところはもう少し改定の余地があるのじゃないかという感じがします。いま五万円では、とてもじゃないが生計は成り立ちません。さつきはそういつた戦争未亡人その他のことについては十分配慮をしたということですが、残念ながらまだまだ非常にでこぼこがあるような感じがします。そこらをもっと御検討いただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

次に進みたいと思ひますが、本委員会が何回か取り上げてまいりましたが、例の陸海軍従軍看護婦に対する援護といいますが、措置について、長いこと懸案でありました日赤看護婦さんにつきましてはようやく十萬から三十萬の慰勞金——慰勞金という言い方も私は若干疑問といひますが、抵抗を感じるのですが、とにかく措置がなされたということになっているわけですが、厚生省もお見えと思ひますが、この陸海軍の従軍看護婦に対して、少なくとも日赤看護婦並みの何らかの手当てをしなければいけないという立場で、われわれも附帯決議にもその点を指摘してまいりましたし、また、政府もそういうお立場で今回千七百

万程度でしたか調査費も計上をして、五十五年度で実態把握をしたいということのようですが、この点についてはどのような措置をなさろうとしているのか。また、その実態把握はどの程度なされておいて、これからの見通しなどはどういふふうになっているのか、ひとつお聞かせをいたしたいと思ひます。

○関(通)政府委員 旧陸海軍の従軍看護婦の件でございしますが、先生御存じのように、日赤の従軍看護婦につきましては五十四年度から慰勞金を交付しているわけでございします。旧陸海軍の従軍看護婦さんにつきましては、やはりその勤務の形態等に日赤の場合と異なる差がございまして、全く同様に取扱いというところについてはいろいろ問題もございします。特に旧陸海軍の従軍看護婦さんにつきましては、個人個人の勤務の記録が必要なのでございしますが、この記録が著しく不備な状況でございまして、先生たたいまお触れになりましたように五十五年度、厚生省において旧陸海軍看護婦に関する実態調査を行われることとなつておりますので、総理府といたしましては、この調査の結果を待ちまして関係方面と御相談して対処してまいりたい、かように考えておるわけでございします。

○上原委員 実態把握が困難である、戦後これだけの日子、年月が経過してはいますから確かにそういう面もあるかと思ひます。しかしながら、関係者の方々の要望というのは、勤務状況にしても、特に外地での旧陸海軍従軍看護婦の勤務状況というのはほとんど日赤の看護婦さんのやつたことと変わらなかつた、またある面では同一病院で共同して勤務をしたという記録なども現にあるわけですね。そういう面からすると、これを区別するというのはいささか問題があり、また納得できるわけですね。しかし、とはいひましても、政府も何らかの形で実態把握をなさつて解決をしたいというお立場のようですから進めていただきたいわけですが、厚生省としては現段階ではどのくらいの実態把握がなされているのですか。

○森山説明員 お答えいたします。

陸海軍の看護婦さんの方の履歴資料といひますか、そういうものはもととあつたはずでございますけれども、いろいろな事情で現在は非常に散逸しているわけでございします。ただ、厚生省に昭和二十年の一月一日現在で外地におられました部隊の名簿がございまして、こういうもので約五千数百人は名前がわかつておるわけでございします。

今回実態調査をやるわけでございしますけれども、こういう方々につきましては改めて名簿をつくりまして、都道府県を通じて、ただ当時の住所が古い住所でございしますので、本籍地をめぐにしてその住所を探すというような作業をいたしまして、こういう人については積極的に調査票を送りつけて調査をするということでございします。

それから対象は二万人余りという一応のデーターはあるのでございしますけれども、それ以外の方はどこにおられるのかわかりませんので、これは一般的な広報活動をやりまして申し出ていただくということになるかと思ひます。

○上原委員 目下掌握されているのが五千六百名前後だ。しかし、一説には旧陸海軍看護婦として戦地その他の看護業務に従事した方々は二万三千ないし四万あるといふのは大変なことかもしれません。これを調査するといふのは大変なことかもしれません。しかし、こういうことは各都道府県の御協力をいただければ、政府が方針をお決めになつて、あるいは現にその団体の方々も努力をしておられるわけですから、そういう面からすると、やる意思さえあれば、方針さえ決まればこれは不可能なことじゃないです。ぜひ進めていただきたいと思ひます。

そこで、これは政治的判断の問題もありまして、総務長官に御見解をお聞かせいただきたいので、正直申し上げて、日赤の従軍看護婦の問題等も恩給法の適用といふことである議論がされて、主張もあつたわけですが、そのものずばりはいかに、先ほど申し上げましたような形で処理が一応五十四年度からなされた。一方、陸海軍従軍看護婦の場合はまだ調査段階でおくれをとっているわけですね。こういうことは戦後のいろいろな問題の一つとしてぜひやらなければいけない課題だと私は思ひます。ですから、総理府と厚生省が一体となつて各都道府県と連絡をとり合つて、この従軍看護婦の問題につきましては少なくとも五十五年度で実態調査をして、五十六年度においては予算的措置も手だてをするということではないといふかと思ひます。関係者も年々亡くなる方々もいらつしやる。大変悲痛な要求をなさつておられます。そういう意味で長官の御見解も聞いておきたいと思ひますが、いかがですか。

○小淵國務大臣 いずれにいたしましても、五十五年度予算の中で、厚生省が実態調査に積極的に取り組むということでの予算措置もなされておるわけでございしますから、そのことをもつて政府の姿勢として御理解をいただいて、速やかに厚生省、各地方自治団体の協力を得てその調査を終えて、終えました晩におきましては政府としてしかるべき措置をとることになると存じます。いまの段階では、鋭意その実態調査の把握ということについて政府を挙げて努力をいたしていきたいというふうに思つております。

○上原委員 ぜひひとつ積極的な御努力をいたしたいと思ひます。

あわせて、日赤看護婦さんの場合はたしか総理府が支給業務その他の窓口になつていふと思ひます。この従軍看護婦の場合は一応厚生省が実態調査をして当面の作業を進めていかれるというわけですが、窓口はどうなるわけですか。最終的な結論を出す、支給業務を行うとかそういう面はどうなるのか、そこもお聞かせをいただきたいと思ひます。

○関(通)政府委員 日赤看護婦の場合は、ただいま先生御指摘ございましたように、総理府に必要な経費を計上いたしております。ただ、総理府は日本赤十字社に補助金として交付いたしましたし、

て、日本赤十字社が各看護婦さんに慰労金を支給する。支給の実施事務は日本赤十字社が現在行っており。

陸海軍看護婦さんの場合どうするかという御質問でございますが、日赤の場合とは異なりましてそういう本社がございませぬものですから、調査の結果が明らかになりました時点で、関係省庁相談いたしまして措置いたしたい、かように考えている次第でございます。

○上原委員 その点も窓口を明確にした上での改善措置をひとつ強く求めておきたいと思ひます。

それと、この件と関連いたしますが、日赤の看護婦さんへのいわゆる慰労金支給額ですが、先ほども申し上げましたように年額十萬から三十萬の範囲になっておるわけです。これはいまのところは定額。もちろん五十四年度からしか実施されておられませんのでまだとやかく言えないかもしれませんが、しかし、恩給法は御承知のように公務員の賃金改定に見合つてあるいは物価の上昇、そういうことと関連をさせて年々改定をしてゐる。三・四プラス三千二百円。そういう面からしますと、やはりこの十萬から三十萬という額に対しては改善措置を年々やっていかなければいかぬと思ひます。そうなるともう際限ないといふ性質のものではないと私は思ふのです。これは、これから手だてをしようとする旧陸海軍看護婦の問題も当然含めてですが、この改善措置についてはどういふふうにお考えなのか、その御用意があるのかどうか、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○(通)政府委員 日赤の従軍看護婦さんの方々に對する処遇につきましては、本委員会におきましても一昨年来御審議がございまして、その御審議の段階でも明らかにされておりますように、現行の諸制度、恩給制度なり何なりにはなかなか乗りにくいものである。しかしながら、女性の身でありながら、いわゆる赤紙召集を受けまして戦地で厳しい勤務につかれ、なおかつ戦後も相当期間抑

留等により現地にどまられた。かような格別の御苦労に報いるために、何らかの慰労金を差し上げるべきではないかということでも五十四年度から発足したわけでございまして、基本的な性格といたしまして、いわゆる所得の保障、生活の保障という年金的な性格ではなく、過去の御苦労に對する慰労として差し上げる、こういう性格を持つておるわけでございます。

このような見地から、実は五十五年度の予算におきましては五十四年度と同レベルと申しますか、いわゆるベースアップをしない形で考えておるわけでございます。これはただいま申し上げましたような基本的な性格からくるものである、かように御理解いただきたいと思います。

○上原委員 それはいろいろ解釈の問題でしょうが、やはり一回限りの一時支給じゃなくして、年々予算計上してやっていくわけですから、それだけは据置きというわけにもいかない問題だと思ひます。また、該当者の方々からすれば、本当は恩給法の全面適用あるいはそれに類似する措置が必要だという要求ですから、この点について一方がどんどん先になつて、旧陸海軍の方が区別をされておるというところでもいけない面もありますが、これはひとつあわせてぜひ改善措置もやっていただきたい、このことを重ねて強く指摘をし、御要望を申し上げておきたいと思ひます。

同時に、五十四年九月七日の参議院の内閣委員会、小野内閣総理大臣官房管理室長が、先ほど申し上げた慰労金に對しては「第一回目の支給が本年の十二月に予定されておりますので、この支給の実態を見定めた上でさらに検討をしてみたい」、増額問題について、今後の改定措置についてのお尋ねに對して、こういうふうにお答えをされている趣旨もあるということも指摘をしておきたいと思ひます。

そこで総務長官、これもやはり事務段階でもいろいろ御苦労、御検討されている節もありますので、政府全体でこういうものはもっと前向きにや

るべき性質のものだと私は思ふのです。この件について長官のお考えをひとつ聞いておきたいと思ひます。

○小淵國務大臣 旧日赤従軍看護婦に對する問題につきましては、五十五年度で初めて通年支給ということになつたわけでございまして、出発をいたしてまだ二年目でございますので、いまの段階でベアの問題を論ずるということとはなかなかむずかしいかと存じます。また、その性格も先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。しかし、これから旧陸海軍の看護婦の問題等も出てまいりますので、諸般の情勢を勘案して勉強いたしてみたいと思ひますが、御意見として伺つておきたいと存じます。

○上原委員 いまの点は特段の御努力を重ねね申し上げておきたいと思ひます。

そこで、ちよつと質問が前後したかもしれませんが、恩給法に關連するいろいろな請願なり未処理の件があると思ひます。もちろん恩給法と直接關連するもの、あるいは戦後処理の一環としてまだ解決されてない面、二つに分かれるかと思ひますが、政府の御認識では、恩給法と直接關係をする請願とかあるいは要求事項とか、また検討に値すると思ひような案件といふますか、懸案事項といふのはどういふものがあるのか、ひとつお示しをいただきたいと思います。

○小淵政府委員 ただいま私どもが受けておりますいろいろな要求なりについて申し上げますと、一つは、恩給公務員から外国政府あるいは外国の特殊法人等に出向して、また戻つてきて公務員となつたという場合、この外国政府等におられた期間を恩給に通算してもらいたいという御要望が一つあるわけでございます。それからもう一つは、恩給公務員ではなかつたのだが仕事の中身は恩給公務員と非常に似た業務をやつておつたのだ、だからこれを恩給公務員と同様に恩給の対象としてもらいたいというこの二つに分かれるのじやないかと思ひます。

前者の場合につきましては、満州あるいは中国

等に戦時中いろいろ法人あるいは特殊機関があつたわけでございます。詳しく数えたことはございませんが、百以上のそういった法人、機関があつたのじやないかと思ひます。その中で、ただいま申し上げましたような人事管理上、人事交流上非常に近い關係にある、あるいはその性格上公務員と非常に近い性格にあるといふものにつきまして、これを公務員期間と通算するといふ措置をとつておりますが、これは現在の恩給法では約二十二でございます。

後の部分につきましてはいろいろ御陳情等がありますが、恩給は、御承知のように単に仕事がこうだから、戦時中非常に苦勞したから恩給をやるという性格のものではないと思ひます。やはり恩給公務員として、大正十二年から恩給法に基づいてお約束してきた恩給公務員といふものがあるわけでございまして、こういった資格要件といふものが、これを基準として判断してまいつておるわけでございまして、かつ恩給法は御承知のように昭和三十四年に共済組合法に移りまして過去の制度になつておるわけでございます。こういった観点から、恩給公務員と仕事の中身が類似しているといふだけでこれを恩給の対象とするといふことは非常にいろいろむずかしい問題がござい

ます。先ほど申し上げた二十二の通算しておる特殊法人あるいは特殊機関といったものについては、十分いろいろ検討した結果決めたわけでございまして、あとの残りの部分を未処理と考えるかどうかでございますが、私どもは先ほどの二十二団体を決めましたとき十分検討したつもりでございますので、今後残りの部分を検討するということについてはいろいろむずかしい問題があるのじやないかと考えておるわけでございます。

○上原委員 いまの二十二件ですか、これはたしか「恩給のしくみ」の十一ページに載つてゐるものでしょうと思ひますが、そのほかのものは検討すべきかどうか、未処理と受け取るかどうかはにわかに言いたいという御趣旨のようです

が、これもどちらか一方の問題であり、また、該当者はそのほかにもいろいろの要求を出してきているわけですね。もちろん恩給法とは直接なじみがない問題もあることは私も理解をいたします。

同時に、いまは一応十二年以上、もちろん加算年なり戦時加算というものがあつて旧軍人の場合には実在職が三年ですか、そういうふうになつてゐるわけですが、中には非常に特異なケースもあるわけですね。物事はどこかで線引きをしなければいけないというものは世の常で、なかなか公正という公平というものは完璧を期したい面があるわけですが、たとえば実在職が二年十一月とあつて一カ月すれば加算年の対象になる、あるいは加算年として全体で八年九月とか、わずかに三カ月満たないがために恩給法から除外されている面、あるいはそのほかに、一カ月満たないが適用されていないという方々も実際問題として大分あるわけです。

これは、恩給を受けるのと受けないのでは、生活上も、その人の過去のそういった国に対する貢献といふことも全くゼロになるのです。これでは非常に不公平ではないかという感じがする。この点はもう少し一時恩給の内容の充実の問題、年限の区切りの問題等考へてあげてもいいんじゃないかという気がするわけです。恐らく総理府にも相当要請がいつていると思うのですが、旧軍人一時恩給格差是正促進協議会というのがある。非常に御不満を訴えている、こういう面がある。

それに、私が前に一度恩給関係の方にもお願いしたのですが、いまの件も含めてまだ未解決の問題が相当残つてゐる。こういうことに対してはもう一度何らかの形で、総理府なりあるいは内閣官房になるかもしれませんが、そのほかの海外引揚者の問題とか、最近はそのに抑留者の問題、これは恩給法と直接は絡まないかもしれませんが、そういった戦後処理の問題全体について総理府なり政府全体として再検討してみることがあるんじゃないか。そうせぬと、いつまでも陳情とかそういった関係者の御不満だけがつのつて未処理のま

まで推移をしている。これでは私はいけないと思ふのです。また、われわれそういうことを要望される側にある者としても、これではいけないという感じがします。このことについては総務長官になるのでしょうか、ひとつお考えを聞かせていただきたいと思います。

なぜ私がこの点をいま申し上げたかといふと、時間の都合もありますのでつい申し上げますが、私は分科会で、いま申し上げた戦後処理の問題について恩給問題あるいはその他の、援護法とか恩給になじまないことについてはどうするかと質問したことに対して、野呂厚生大臣は分科会で、「この間も総理府総務長官とも、こうした今日の制度でどうにも処理できないものをどうしていくかという点を十分話し合つていくのではないかと」というようなことも話し合つたわけでございます。今後、一般的にこれらの問題についてどう対応するかという点について進めてまいりたい、かように考へております。」という御見解を述べておられるわけですね。ですから、このことについては政府全体でもう一度再検討するに値する事項が残つてゐる、われわれはそういう立場に立つてゐるわけですが、どういふお考えなのか、御所見を承つておきたいと思ふのです。

○小淵國務大臣 戦後、政府としてはそれぞれの問題について適切に処理をしてきたという立場でございまして、そうした観点に立ちますと、一般的には政府として打つべき手は打つてきた、こういうふうに認識をいたしているわけでございます。しかしながら、いまだ未処理の問題が存在をしておるといふ御指摘もわれわれ聞くわけでございます。これをまとめてという御意見のようでございますが、私どもとしては、先ほどの旧陸海軍の従軍看護婦の問題等、それぞれ御指摘をされた点について一つ一つ誠実に政府としてはこれに対処しておるといふのが現在の立場でございます。政府全体で全部を見直すかどうかという問題につきましては、関係の省庁もございまして、この点についてはもう少し勉強させていただきます。

きたいと存じます。

○上原委員 それは確かになかなかむずかしいと思ひます。むずかしいと思ひますが、ただ、政府としてもあるいは政治に携わつてゐる者として、戦後のこれらの問題は、いまだ処理されてないのは、処置といふか手だてされてないのはもうそれでいいというわけにはいかない性質、性格の問題が多いと思ふのです。もちろん、いま総務長官がおっしゃるやうに一つ一つできるものから着実にやつていくというのは結構です。あわせて総合的な再検討も必要に迫られてゐるということも指摘しておきたいと思ふのです。

それと、いまの恩給法との関係で、たとえば私前にも聞いてみたのですが、戦前の沖縄県の方々は、知事によつて任命された臨時防疫隊医の方々は、人数は非常にわずかですが、こういうものも恩給制度になじまないというところでそのまま放置をされてきてゐるわけですね。関係者も亡くなつた方々もゐる。これなんかもぜひひとつもう一度御検討をいただきたい。また後ほど担当の方とも御相談をしてみたいと思ふのですが、こういう落ちこぼれもあるということも指摘をしておきたいと思ふのです。

次に、厚生省の方々にちよつとお尋ねしたいのですが、旧軍人の場合厚生年金あるいは国民年金には、過去の恩給受給の対象になつていないのは勤務加算はされてないということですね。引き続き公務関係、公務員になつた方々には公務員共済年金法の勤務加算がされるわけなんですが、これは加算されてない。これは言うところの官民区別です。これなどもやはり検討をすべきではないでしょうか。どうなんですか。この点少し御見解を聞いておきましょう。

○佐々木説明員 共済の年金におきまして軍歴期間を通算するということは承知をいたしております。ただ、これは共済の制度がいわば恩給の制度を引き継ぐ、こういう仕組みからきてゐるわけでございます。私どもの所管の厚生年金が旧法の期間を引き継いでおるといふのと同じであるとい

うふうに考へておるわけでございます。

御承知のように、国民年金、厚生年金は国民の相互連帯に基づきます一般的な社会保障制度でございます。加入されました方が保険料を拠出されて、その期間について給付をするというのが仕組みでございます。したがつて、御質問のような趣旨の措置をやるということは制度になじまないということでございます。それからまた民間の方々、たとえば準軍属の方々、民間の工場で働いておられた方々、そういう方々の方々の均衡の問題も考へますときに、公平の観点から申しまして、仰せのような特別の措置を厚生年金、国民年金で行うことはきわめて困難であるということでございます。

○上原委員 言い切つてしまへばそれまでのことかもしれないけれども、しかし、これはやろうと思へばできない問題じゃないですよ。そういう理屈づけをぎやうぎやうやつたのでは物事は前進しませんよ。しかし、こういうことがまだ残されてゐるという点は知つておられることなのだから、知つていただきたいと言つても、これ以上知る必要はないと言われるところも困るのだが、やはり問題点としてあるということはぜひ指摘をしておきたいと思ふのです。

次に進みたいわけですが、これも援護法問題と関連しますので取り上げますが、去る三月四日の予算分科会で私が、戦災被害者の問題、被災者の問題等、全国的な面もありますが、特に戦場となつた沖縄県の大歳末満の方々の補償問題についていろいろ厚生大臣にお尋ねをいたしました。今日までこれが援護措置がなされていなかったのは大変遺憾に思ふ、年齢のいかにかわからず、援護法の中に適用されるよう鋭意検討していただきたい、こういう御趣旨の答弁がなされて、その後も県当局ともいろいろ御相談をやつて、実態把握をしながら進めておられると思ふのですが、今後どのような実態把握をし、どういふ手順でこの六歳末満の方々の長い間の要望にこたえていかれるようとするのか、改めてこれからの見通し等につ

いてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○水田説明員 お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、援護法は軍の要請により戦闘に参加した者を準軍属として処遇をいたしているわけでございまして、そこには一つの、おのずと制約はあるわけでございしますが、私どもとしては、大臣が御答弁申し上げましたように、沖縄が戦場と化したという特殊な事情は十分承知をいたしておりますし、その事情を踏まえた上で、戦闘に参加した者については個々の実態を踏まえ適切に措置をまいりたい、このように考えているわけでございます。

三月四日の分科会で大臣が先生に御答弁申し上げたことを受けて、私も直ちに沖縄県とすでに過去二回協議に入っておりまして、準軍属として処遇すべき一つの認定のたたき台というものを、最も実情を把握しております沖縄県の方でひとつよく考えてみてもらいたい、それを受けてまた県と私どもは十分協議した上で、実情に即した運用も図つてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○上原委員 政府のそういった前向きな御努力に對しても敬意を表すると同時に、これは長い懸案事項でしたので、戦闘参加者という制約、あるいはまたこの該当者をどう選別するかというふうなむずかしい課題もあるうかと思ひますが、いま御答弁がありましたように、県当局ともあるいはまた関係者の皆さんとも十分連絡をとり合つて、一段の解決方を重ねてお願いをしておきたいと思ひます。

それで、次に進みたいと思ひますが、せっかく総務長官においででありますので、公務員関係の問題についても実は種々お尋ねしたい点が多いわけですね。昨日来きように新開をにぎわしておりますように、依然として高級公務員の天下りが多い。きょうは人事院は呼んでありませんが、これはまたいずれいろいろ議論になると思うのですが、どうもこういうた高級公務員という官僚といひますか、言葉は的確でないかもしれませ

が、そういう問題についてはなかなか改善がされないで、ますます拡大をされている風潮がある。退職手当の問題にしても、五千万も六千万も、中には七、八千万という。しかし、一般の公務員の皆さんはせいぜい一千万ないしそれ前後の退職手当。これさえも、人事院勧告にもないのにカットしようとする。

一方また、人事院勧告でなされているものについてはなかなか法律案として御提出いただけないという点もあつて、総理府なり人事院の対処の仕方もちよつと問題があるんじゃないかという感じがするわけですね。その点は、提出されている法案の審議過程でもいろいろ取り上げられると思ひますので、きょうはそういった前提を指摘して、週休二日制の問題についての大臣の見解を改めて求めておきたいと思ひます。

週休二日と言っても正確には四週五休なんです、完全週休二日制でないわけですが、せんだつて、三月二十六日の閣僚懇談会で、公務員の週休二日制、四週五休の実施については意見一致を見ました。政府は、これを受けて、法案作成作業に直ちに突入しようと思ひます。法案作成作業に直ちに突入しようと思ひます。法案作成作業に直ちに突入しようと思ひます。法案作成作業に直ちに突入しようと思ひます。

○小淵國務大臣 週休二日制に關しましての法案につきましては、いま委員御指摘のように、二十六日に開催されました閣僚懇談会におきまして、従来週休二日制、こう言つておつたのですが、一応四週一回交代半休制、こういうことで、実態をそのまゝにあらわす名称で議論をいたしたわけでございますが、関係閣僚懇談会におきましては、政府として提出をするその骨子をお認めいただきまして、そのことを閣議でも御報告されたわけでございます。

したがいまして、現在、その結果に基づきまして法制局と法案の詰めをいたしておるところでございます。その話し合いも鋭意進めてまいりまして、私ども

としては、できる限り速やかに今国会に御提出申し上げて、前に提出済みの二法案とともに、本委員会におきまして積極的に御審議をいただくようお願いをいたしたい、このように思つております。

○上原委員 少ししよけいなこともおつしやつていますが……出してもらいたいののは後回しにして、出していただきたくないのは先に、あわせて御審議をと言つても、それはなかなか一緒に食べられるものではないのです。いづれにしても、今国会に早急に出すわけですね。めどはいつごろになるのですか。

○小淵國務大臣 申し上げましたように、法制局の審査がもうわずかで終了することと担当者から聞いておりますので、それが終了いたしますれば、与党との折衝を済ませまして、四月になりまして、四月のきわめて早い時期に提出をすることとして最大の努力をいたしておるところでございます。

○上原委員 その点は約束事項でもありますので、人事院の勧告もあつたことでありますから、ぜひそのように処理していただきたい。同時に、公務員のそういった労働条件あるいは身分とか、生活設計に著しくかわる法案の提出なり法案改正といふものについてはほんと慎重であつてしかるべきじゃないかという点も指摘しておきたいと思ひます。どうも公務員のいることに對しての世論の批判があると、それに懸念した形でどどんぱつさばつさやるといふのは余りいい傾向じゃありませんので、その点は指摘しておきたいと思ひます。もちろん、不正に對しては厳しく対処しなければいかなという点は踏まえてのことです。

そこで、時間が少し足りないかもしれませんが、せっかく総務長官が御出席で、沖縄開発庁長官もやつていらつしやいますので、なかなか沖縄を開くゆとりもない面があつて、お尋ねしたい点も残つておりますので、もうそろそろ参議院でも予算が処理される段階ですから、特に予算問題と

のかかりで、ちよつと残りの時間お尋ねしておきたいと思ひます。

簡潔に言いますと、これまで沖縄振興開発計画をこの期間内の十年間で、言うところの格差を是正して目的達成をしていくには、たとえ五十五年度の国の財政状況が非常に厳しい関係にあつても、今後もおこの計画に基づき格差の是正を図つていくには、それ相応の財政措置をやるべきだといふことをわれわれは主張してきたわけですね。これに對して政府も、いかに困難な財政事情や経済情勢の中であつても、あくまで計画の目標達成を図るに必要かつ十分な措置を今後も引き続きとる必要があると、そういう方向でやつていきたい、こういうふうにしれば沖縄特なりその他の委員会でも答弁してこられました。

ところが、御承知のように、五十五年度の国の予算は、政府が言うところの厳しい財政事情のもとといへども、一〇・三%の伸びを示しているわけですね。地方財政計画も七・三%。しかし、ひとり沖縄開発庁の予算は何と二・四%の伸び率で、過去の予算の伸びに比べれば、極端に落ち込んでいます。これは、わからぬわけではありませんが、そういう状況になつては、したがつて、こういう予算措置で、計画遂行を図るに必要かつ十分な予算だと言へるかどうかという疑問が持たれるわけですね。これまで、復興以来開発庁予算は毎年国の一般会計予算の伸び率を上回る予算が計上されてきた。四十八年度から五十四年度までの平均伸び率は何と二・一%であつた。振興開発計画もいよいよ九年目に入つて、ゴールであるにもかかわらず、わずかに二・四%というのには私は余りにも低過ぎると思ひます。これはちよつと納得しがたい点なんです。この程度の伸び率の予算で計画の目標は十分に達成できるとお考えなのか。こういうことについて開発庁はどういう御認識を持っておられるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○美野輪政府委員 お答えいたします。先生御承知のように、沖縄の本土復帰以来今日

までに、振興開発計画に基づきまして社会資本の整備を初めいたしまして、各分野における本土との格差は正であるいは沖縄の自立的発展に必要な基礎条件整備のための努力を続けてきたわけでございます。その結果、道路、空港、下水道あるいは公立学校などの公共施設の整備につきましてはおおむね順調に進んでまいりまして、その他の分野におきましてもそれなりの成果を上げてきたものと私も考えておるわけでございます。

御指摘のように、昭和五十五年度の開発庁の予算の伸びは二・四％ということでございます。四十八年度以降一番低い伸び率にとどまっております。これは先生御指摘のとおりでございます。これは沖縄開発庁の予算の大宗、約八〇％を占めます公共事業関係費が全国的に厳しい財政事情を反映いたしまして、総額としては伸び率ゼロということで編成をされておるわけでございまして、その影響を受けておるものというふうに言えるかと思ひます。このように全国での公共事業の総額を伸び率ゼロ、こういうふう

に抑えて編成されておるわけでございますが、沖縄の振興開発に係ります公共事業関係費につきましては、対前年度比一・七％の増を確保するという形にいたしてございます。その他沖縄開発庁関係の予算につきましては、沖縄の特殊事情に対します配慮を沖縄振興開発計画の基本目標であります本土との格差是正、こういうことに置きまして、その姿勢は貫かれておるものと私も考えておるわけでございます。

今後残された二年間におきまして振興開発の目標の達成はどうか、こういうお尋ねでございます。私も私としてはなお厳しい財政事情が続くものと考えておりますが、このような情勢の中にあるにしても、残された計画期間内に振興開発計画の目標といたします格差の是正あるいは自立的発展の基盤整備という目標達成に向けては最大限の努力を続けていきたい、このように考えておるところでございます。

○上原委員 もしろんいろいろ五十四年、五十五

年の財政事情というのを、私も前段申し上げましたようにわからぬわけではありせんし、大変な財政状況の中でいろいろ工夫をしてこられた、また、そういう中でも開発庁長官初め開発庁関係のスタッフの方々が骨を折っていただいたというところについてはわかるわけですよ。しかし、この振興開発の基本方針でもうたわれておりますように「この計画においては、沖縄の各方面にわたる本土との格差を早急に是正し、全域にわたって国民的標準を確保するとともに、そのすぐれた地域特性を生かすことによつて、自立的発展の基礎条件を整備し、平和で明るい豊かな沖縄県を実現すること」を目標とする。目標だと言へばそれまでのことかもしれないが、そういう目標達成に向けての最終段階になった五十五年度あるいは五十六年度どうなるか、これも非常にむずかしいですね。総務長官。この一番大事なときにいまいち少し考えるべき点があるのじゃないかということ申し上げておるわけですよ。なかなかそうなりつこない。

いまも御答弁ありましたが、おっしゃる通りに、沖縄開発予算の中でこれまで最も大きな柱はやはり公共事業関係費です。御指摘のとおりなんです。復帰以来年々大きな伸びで推移をしてきて、五十四年度の予算では二一％の伸びであつた。いまおっしゃったように、五十五年度は全国的にはゼロの伸びに対してだという御説明はあつたのですが、公共事業はわずかに一・七％の伸びに落ち込んだ。しかし、この公共事業のうち道路関係の予算は前年度対比で九八・二％、下水道関係の予算が九八・二％、工業用水は八七・二％といったぐあいに軒並みに大幅に落ち込んでおるわけですね。その他の公共事業でもひとりと住宅関係費を除けば一％ないし三％前後の伸びにとどまっています。一方、沖縄県の金融経済に大きな役割を担っている公庫の貸付資金を見ても、これもまた住宅資金を除いたほかは全部前年度並みの資金計画に相なっておりますね。

こういう財政措置といえますか状況を御見みま

すと、五十三下期ごろから五十四年にかけて、あるいは五十五年にかけて、沖縄経済によりやく若干の明るい兆しが見え始めておつたのです。雇用の問題、失業の面も過去の厳しい状態に比べればやや好転の傾向にあつた。こういうやさきに、振興開発計画もいよいよ九年目に入つて最も重要な時期に入つている段階では、少なくとも五十五年度の予算目標はもう少し考えてもよかつたんじゃないかというのを指摘をせざるを得ないと思ふのです。こういう面から考えますと、残り二年度において所期の目標達成はもはや全く不可能になったと言つても言い過ぎでないと思ひますが、これに対して一体開発庁はどのような御認識を持っておられるのか。鋭意努力をする、全力投球するといふことはしばしば大臣の決意にもありましたが、どうも残された期間内での達成というのは不可能に近くなつてきている。確かに国の財政事情の理由もありましようし、いろいろあると思ふのだが、政府自体も第一次のこの計画期間の目標達成はあきらめて、むしろ積み残しの事業は次期計画にのせればよいというお気持ちになつていくのじゃないかという感さへせざるを得ないわけですね。この点どういふふうに考えてどう修復していかれようとするのか、ここの点についてはひとつ長官の御見解もあわせてお聞かせをいただきたいと思ふのです。

○美野輪政府委員 計画の目標達成についての見

通しはどうかというお尋ねでございます。先ほど公共施設につきまして若干申し上げましたように、公共施設の整備につきましてはなおおむね順調に整備されつつあるものというふうに考えております。なお、公共施設の中でも、しさいに見ますと、本土水準を上回つておるものがあるいは本土水準に到達しつつあるもの、なお今後の残された二年間という期間を考えた格差是正が困難であるかと思はれるようなもの、いろいろございいます。ただ、全体的には、先ほど申しましたように、施設の整備につきましてはなおおむね順調に進んでおるのではなからうか、私もこのよう

に考えておるわけでございます。

なお、計画目標は種々の目標を掲げてございすが、その主なるもので申し上げますと、人口等は計画で考えましたフレームを現時点におきましてすでにかなりオーバーをしておるという状況にございいます。他方、失業率は、昨年以來かなり改善はされておりますけれども、現在においてかなり高い失業率を示しておるという状況、あるいは産業構造の面で見ても、復帰当時の一次産業、二次産業、特に二次産業が非常にウエイトが低く、三次産業に寄つておるといふような構造が現在もそのまま引き続いておる、あるいは県民の所得で見ても、現在約七〇％というような状況になつておりました。今後、私もいいたしましては、残された二年間にこの目標の達成のための最大限の努力をいたしたいというふうに考えておるわけでございします。

たとえば、いま申しました一人当たりの県民所得を全国水準の八〇％に持ち上げるといふようなことは、現在のように低成長経済に入つております日本の経済状況等を勘案いたしますとなかなか困難なのではなからうか。ただ、その中で、私もとしてはあと残された二年間に最大限の努力をいたしたい、このように考えておるところでございます。

○小淵國務大臣 振興計画も八年を経過したわけ

でございますので、それぞれの達成度もその期間の中で若干ばらつきのあることはやむを得ないことではないかというふうに考えております。しかし、いまも答弁がありましたが、残された二年間、その期間でぜひ目標達成のために全力を挙げていくということでございしますが、同時に、それぞれの目標値に対しての達成度というものを検討していかなければならないということで、五十五年度予算の中には総合調査費というものも計上いたしまして、検討を始める予定に相なつておるわけでございします。そうしたことで、いままでの実績を十分見直しながら、これから残された

二年間がんばっていきないういうふうに思っておるわけでございます。

目標達成をすでにきめておるではないかと、鋭意努力をいたして、二年間の中で目標達成のために全力を挙げていくというのが、いまの姿勢でございます。

○上原委員 あきらめてはいけないということをお願いしているわけですが、私はいま若干、県経済を含めての問題も指摘をして申し上げておりますので、なかなか先行きは厳しいと思っております。これまた指摘するまでもないのですが、日銀の公定歩合は、たしか昨年の四月からでしたか、五次にわたって年九%に引き上げられております。当然のことながら市中銀行の貸し出し金利も引き上げられて、民間企業にとっては、また経営状況が大変苦しくなってきたという。これは沖縄だけに限らないでしょうが、特に離島県の場合は、問題はなお大きいですね。こういう金融状況に加えて、先ほど指摘をしましたように、公共工事の発注も減少がみえ、一方、建設資材の高騰は著しい。全国的な物価の値上がりがいまだ大変な勢いでやってくる。ですから、建設業界は再び経営ピンチに追い込まれつつあるということも指摘しておきたいと思っております。

すでに新聞などの報じているところあるいは実情を見ましても、こういう状況で、不渡りとか倒産の兆しが大きくあらわれ始めているというのが実態だ。特に中小零細、いわゆる中堅以下の建設業などに大きな影響を与え始めている。本来企業体質の脆弱なこれらの業界は、先行きが非常に不安だということで、いま早目に対策を講じていなければいけないことをすでに提起をしているわけですね。加えて、五十五年度の開発庁予算、なかなか公共事業が先ほど言いましたようにほとんど伸びていない。事業量は実質的に前年度を下回ることになりますと、これからどうなっていくかということ。

また、物価問題は、いま政府全体の大きな政治

課題になっておるわけですが、総合物価対策の中で、総需要の管理という面から、五十五年度の公共事業は後倒しで臨むということにしておるようです。上期の契約率というものを、目標を非常に抑制しようという御方針のようですが、振興開発計画をいまい具体的に進め、それを適用されている沖縄においてもそういう画一的なことではやられると、これは非常に問題が生じないか。たとえば、国の直轄事業の問題等については、やはり開発庁で少し工夫をして検討していただきたいと思うのです。これがそのまま推移をしていきますと、先ほど御指摘がありました、せっかく雇用あるいは経済環境が向上きの状況にあるのが、また失業の問題が非常に悪化をしていくということが懸念されるわけですね。これは県の問題でもあると思うのですが、開発庁はこういう実情についての御認識はどのようにお持ちなのか、どう対策を講じていかれるかという立場で申し上げているのですが、御見解を聞いておきたいと思っております。

○海原政府委員 先生から、まず、上期の契約率についてどう考えるかというお話でございます。これにつきまして、先生の御質疑の中にございまして三月十九日の物価関係の閣僚会議におきまして、公共事業の執行について言及されておりました。これは「引続き、物価動向に細心の配慮を払うものとし」、「当面、抑制的な事業施行を図る」というふうになっております。そのくだりに、その執行の目標につきましましては、現在お諮りしております五十五年度の予算が成立した時点にはなるべく早く別途定めるということになっております。したがって、いまそれがどういうふうになるかということとはちょっとお答えできかねるわけでございます。

二番目に、沖縄の実態からいって上期についてどう対処していくのかということでございます。いままでの沖縄県におきます公共事業の執行の状況を見ますと、四月は繰り越し等の関係がありまして契約率は上がっておりますが、五、

六、七、八というのは、どちらかと申しますと余りエンジンがかかってなくて、九月ごろから上がっているというのが偏らざるどころでございます。したがって、自然体におきましては促進がなかなかしづらい状況にはございますけれども、かたがた本年度から来年度への繰り越しというの、いまだに確定的にはわかりませんが、ある程度の規模になるということもございまして、先生の御指摘の点も踏まえて執行の面において万全を期していきないううに考えております。

○上原委員 そこらは、いろいろ県内の受注、発注あるいは受け入れの問題等もあると思っておりますが、余り上期あるいは下期に集中されないような全体的な調整といえますか整合というのにはやるべきだと思っております。

それと、もう一つは物価問題ですが、今度の予算修正の中でも、社公民の方でいろいろ要求を出して、約五百億の物価対策費というものが修正されて、これからはもちろん全国ベースのものでありますが、これまでの総合物価対策という場合に、離島県というものは大変見放されてる感を私は持たざるを得ないわけですね、ひがみっぽいかもしれませんが、これは総合物価対策の中で、総務長官、これは大臣の御努力も大きく作用すると思うので、もっとやらなければいけないということも指摘しておきたいと思っております。これは輸送コストがかかるということ、いろいろな面で悪影響を及ぼしつつある。海洋博の当時の二の舞をするといかないと思うのです、もちろんあのときとは性格は違いますが、その点を改めて求めておきたいと思っております。

次に、物価対策については、この点もあわせて後ほど御見解を聞きたいわけですが、さらに先ほど総務長官からもございしましたが、たしか五十五年度の沖縄開発庁予算の中には振興開発総合調査費として一億五千万円が計上されております。これは振興開発計画の総点検その他の調査を行う目的でしよう。同時に、この国の調査費に対応して、沖縄県の前算にも、経常的調査費を除いて四億七千九百万円の調査費が計上されている。これは、内容はいろいろと重点を置かれようとするのかもしれない、いずれ第二次振興開発計画の策定につながる前提のものだと思うわけですね。これだけの調査費を計上して、しかも、この予算書を見ても、先ほど申し上げましたが、今年には沖縄振興開発総合調査費が一億五千万、これは前年度はゼロですね。前年度は沖縄振興開発計画調査費が六千三百万、今年はこの項はゼロになっている。ですから、総合調査というのか、沖縄開発だけの調査のためなのか、どういふものを具体的に調査をなされようとするのかということ。

第二次振興開発計画を前提としてということになると、やはり第二次振興開発計画の目玉となる事業というものはいまごろから考えておかなければいかぬ問題だと思っております。この点はいろいろふりかへてお考えなのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

○美野輪政府委員 総合調査費の内容等についてのお尋ねでございます。先ほど来お答え申し上げるに、現在の沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興開発計画の有効期限あるいは計画期間の終了までの期間はあと二年を残すのみとなっております。この間は、沖縄振興開発の今後のあり方と申し上げようか、政府の施策のあり方等につきまして検討することが重要な課題となっております。このための検討に当たりましては、振興開発特別措置法あるいは振興開発計画、さらには沖縄の復興特別措置法等、関連法律に基づいてこれまで実施されてきた施策とかあるいは事業のすべてについて、制度面及び実施面にわたってその実態と問題点を把握する必要があるものというふうに私も考えております。

先生御指摘の沖繩振興開発総合調査費、これはこのような考え方のもとに、これまで振興開発計画調査費におきましては、これは沖繩開発庁においてその調査を実施してきたわけでございますが、今回の総合調査費につきましては、これは各省への移しかえを含めまして多面的、総合的な調査を実施しようと考えておるわけでございます。

なお、具体的な調査内容につきましては現在検討をいたしておるところでございますが、沖繩振興開発特別措置法及び振興開発計画等に基づく施策、事業に関連する事項全般を対象にするということをお考えおるわけでございます。

なお、県の調査費との関連につきましてはお尋ねでございますが、県におきまして、先生御指摘のように約四億七、八千万円程度の調査費を計上しておるといふふうに私ども聞いておりますが、このうちの相当部分は、従前から県の各部署においてやっておりますいわゆる個別的な調査費というふうな承知しております。沖繩振興開発特別措置法及び振興開発計画の期限切れを控えた果敢の調査というものももちろん含まれておりますが、多くは従前からの個別的な調査の引き継ぎというふうな承知しております。ただ、いずれにいたしましても同種の調査が実施されるわけでございますので、私どもといたしましては、この調査の実施に当たりましては、できるだけ県とも打ち合わせをしながら効率的に実施したいものとお考えおるところでございます。

それから、第二次振興開発計画等についてのお尋ねでございますが、先ほど来申しましたような考え方のもとで、現在その詳細な状況あるいは問題点をこれから調査しようという段階でございます。その後の沖繩の振興開発のあり方等につきましては、これらの次期振興計画をどうするかとか、あるいは振興特措法をどうするかというような問題を含めまして、そういった調査の上に判断をしていかなければならないもの、このように考えておるところでございます。

○上原委員 まだ第二次振興計画の目玉を入れて

のお考えがないようですが、しかし、いろいろ出ていますね。那覇空港整備の問題とか、言われている中城湾港開発の問題。この中城湾港開発の件でもたしか開発予算で一千万の調査費が五十五年度に計上されている。県には二千万たしか計上されていると思うのです。もちろん、沖繩県にこういった新港を開発するわけですから沖繩県が対応費がないということは言えないものですが、しかし、もともと国の直轄事業といえますが、そういう面でもやろうということになると思ふのだが、どうもそこらの関係がちょっと理解できない面があるということ。

同時に、これはこれだけの調査費を計上して、すでに前年度もなされているわけですから、五十六年度では着手といえますが、実施をしていくという前提のものなのか、こういうのを二次振興の目玉としてお考えになっておられるのかという点。

あるいは六十二年度でしたか、国民体育大会、国体を沖繩で開催するということが決定を見ております。これは県議会でもいろいろ議論があったようですが、その方向で進めたいということのようですから、このことについてとやかく言いませんが、しかし、国体というのは一種の国策ですね。そのことがもし二次振興の目玉と考えるとすれば、私はやはり検討すべき面があると思ふのです。沖繩の地場産業なり沖繩の立地条件を生かした形でのものでないと、また、国策をもとにした国体優先の二次振興になるといろいろなひずみが出てきて、再び海洋博の二の舞を演じる分野もあるかもしれません。そういうこととの関連はどうか、あわせてお聞かせをいただきたいと思ふのです。

○海原政府委員 中城湾の港湾調査費についてのお尋ねがございましたので、その部分について私から答弁させていただきます。

この港湾調査費でございますが、これは従来、港湾管理者が港湾計画を策定するに当たって、港灣管理費のみからやっていたものでございまして、これは五十四年度から三分の一補助という制

度が仕組まれたことで、たまたま私どもの方で中城湾の問題がございまして、それにのせたといい仕組みになっております。本年度におきましては、合わせて三千万でございますが、それをもって具体的な岸壁だとか防波堤、泊地等を具体的にプロットしてみまして、それがどういふ影響が生ずるかということの水理模型でやるということになっております。

今後の段取りでございますが、港湾計画を策定いたしましたので、地方港湾審議会並びに中央港湾審議会にかけなければなりません。その間に漁業者を含むいろいろ地元関係者等との調整もございまして、したがって、これが来年度において先生おっしゃるような事業化につながるかどうかというのは、いましばらくその辺の推移を見きわめないと何とも申し上げかねる、こういうふうにお考えおるわけでございます。

以上でございます。

○美野輪政府委員 先生からもう一点、国体を次期振興開発計画の目玉にするのかどうかというお尋ねがございましたが、次期振興開発計画をどうするかという点につきましては、先ほどお答えいたしましたように、私どもといたしましては、現在実施しております現状の分析あるいは課題の抽出というところの上で判断すべきものというのでその調査を急いでおる段階でございますので、その点御了承をいただきたいと思います。

なお、国体につきましては、私どもの方からお答えするのはどうかというふうに思いますが、私どもとして承知しておりますのは、やはり地元熱心な誘致によりまして六十二年開催が決定したというふうな聞いております。私どもといたしまして、沖繩県におきまして国体が開催されるということであれば、その関連施設の整備等につきましてはやはり協力を十分していかなければいかぬのじゃないか、このように考えておるところでございます。

○上原委員 最後にまとめて総務長官の方からお答えいただきたいのですが、そういう振興開発計画の実態である、また国の財政状況もなかなか厳しい、その影響を受けて先ほど指摘をいたしましたような問題があるわけですね。それを踏まえて、二次振興はどうしていくかということをおわれれば、含めて真剣に考えていかなければいかぬわけですね。

さらに、これとの関連で、県の財政状況を見ましても、五十四年度の沖繩県の財政は、自主財源がわずかに一五%、正確には一四・七%で、八五%が依存財源によって運営されています。三割自治どころか一・五割自治。依存財源の四八%が国庫支出金です。三〇%が地方交付金、県債、その他が七%という財政の構成になっている。

県財政のおよそ半分を占める国庫支出金は、復帰後は年率三〇%程度の高い水準で伸びてきたが、五十五年度は先ほどから申し上げましたように、国の緊縮財政の余波を受けて二〇%程度の伸びに落ち込んでおる。その結果、県財政もこれまでにない七・一%という最低の伸び率を余儀なくされて、前年度の一七・七%の伸び率にははるかに及ばない。辛うじて国が示した地方財政計画七・三%の伸び率に歩調を合わせたかっこうにとまっているという現状ですね。ですから、地方財政は沖繩県だけに限りませんが、本来、国の経済成長や財政運営、財政支出のあり方に大きく左右される脆弱性を持っておるわけですが、とりわけ沖繩県の場合はその影響が大きいということが言えると思ふのです。

こういう県財政の状況を見ても、来年度以降もなお財政再建という名のもとに国庫支出金の大きな伸びは期待できない。さらに行政改革に伴う国の補助金が四分の一程度廃止をされていく。これは五十五年度から向こう四年間に約三千八百件の補助金の四分の一を廃止をするということが、たしか昨年の十二月二十九日の閣議でしたか、決定を見ております。

こういうことになれば、全国的に画一的な行政改革をやるうとする場合は、復帰してまだ八年そこいら、九年目に入る。振興開発計画は、先ほど

言いましたように、十年計画がとも目標達成できない状況下にある。こういうところも、まるまるとは言いませんが、考慮もなされずそのままストリートに全国ベースで考えられるという場合は、ますますこれからの沖縄の県財政、県経済、振興開発のテンポというものに好影響はもたらしません。大きな重圧になっていく。これをどう打開していくかということも、二次振計の中、あるいは五十六年度以降の財政措置をどうするかということをお考えにならないかと思ふのです。ここいらの点については総務長官なり開発庁は一体どうお考えなのか。

また、行政改革に伴う補助金の問題等についても、振興開発特別措置法に基づいてせっかく本土との格差是正の諸施策が進められているという観点からしますと、ある程度のことになりますか、それが相当の適用除外面というものも行政管理局なり他省庁とも相談をしてやっていただかなければいけない問題だと思ふのですが、今日までの政府全体の行政改革なりいろいろの面を見ますと、どうもそこいらが欠落をしている感じを受けざるを得ません。こういう点についてどのように処置をしていかれようとするのか、お聞かせをいただきたいと思ふ。

○小淵国務大臣 行政改革あるいは補助金の整理というのは、現下大平内閣の最大の課題でございます。したがって、その方向性については、私といたしましても十分心得て対処いたしておるところでございます。しかし、沖縄開発庁長官として沖縄の状況を考えますと、御指摘にありましたように、いまなお本土他府県との格差は正につきましても必ずしも目標値を達成しておらない状況もあるわけでございます。したがって、沖縄の置かれた特別な状況というものを十分熟知をいたしまして、その立場を理解の上で対処いたしまして、政府の基本的な方向と整合性を十分とる形の中で沖縄の立場を強調いたしていきたいというふうに考えております。

なお、二次振計につきましては、今日のこの段

階におきましてそういうことを実行するということは明言できるわけではありませんが、その目玉と言われましてもお答えをするべきがありませんけれども、しかし、先刻来御答弁申し上げておりますように、いままでの振興計画、これを十分達成する努力を固く同時に、見直し等もいたしまして、必要とありますればその二次振計について努力をする、その前提での調査というものもやっつけていかなければなりませんし、それはとりもなおさず、申し上げたように沖縄の状況というものを十分心得ていかなければならないことは言うまでもないことだと存じております。

○上原委員 これで大体終えますが、もちろんこれはいまの国内の政治、経済、財政状況からして、沖縄だけ特別にというわけにもいかない面もあるいはあるかもしれません。しかし、われわれが考えてみて、やはり基地問題その他含めて、沖縄離れというのは否めない面があると思ふのです。それではいかぬと思ふのです。ハードな面は、先ほど来ありましたように何とかですが、ソフトウェアのところは、まだまだこれからということですね、県民生活と密接にかかわっている福祉問題その他の件につきましても、ですから、そういう面、大体いづろまでに見直しの分析をして、具体的に県なり政府全体のこの作業というものが進んでいくのか、大体の見通しはどのように進むのか、そこいらをちよっとお聞かせをいただいて、質問を終わりたいと思ふのです。

○美野輪政府委員 今後の見直し作業についての具体的なスケジュールというお尋ねでございます。もちろん現在の振興開発計画、それから沖縄振興開発特別措置法の有効期限、あと二年ということでございます。それ以前に必要があれば必要な措置をとらなければいかぬという形でございますので、私どももいたしましては、先ほど来申しました調査を五十五年度早々にでも発足をさせまして、その実態の分析に入りたいというふうに考えておるところでございます。その後につきましては、その調査結果をもとにいたしまして、必要

があれば特措法の内容等についての検討も行っていくという形になるかと思ふ。

○上原委員 これで終わりますが、ぜひさつき指摘をいたしましたようなことを踏まえて、十分県民の期待にもこたえられるように特段の御努力をお願いしたいということを申し上げ、さらにきょう、前段で指摘をいたしました恩給法の改正問題について、さらなる関係者の要望にこたえていただきたいて、また、落ちこぼれの問題については誠意をもって、対処できるところは対処していただきたいて、ということを重ねて御要望申し上げて、質問を終わりたいと思ふ。ありがとうございました。

○木野委員 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分再開

○木野委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。逢沢英雄君。

○逢沢委員 恩給の改善につきましては、最低保障の引き上げであるとか加算減算率の改正であるとかというようなこと等で、ここ数年漸次改善がなされつつありますことはまことに結構と思ふます。しかし、先ほど話がありましたように、まだまだバランスのとれてない問題、問題のあるところがあるように思ふ。以下順次お尋ねをいたしたいと思ふますが、今回の改正につきましてもその概要をまずお尋ね申し上げます。お尋ねをいたしたいと思ふますが、さきの上原さんの方から同じお話がありましたので、省略をいたしまして次に移りたいと思ふ。

これもさつき話があったところでありましたが、恩給の改正につきましても、あるものは四月一日から改正がなされる、あるものは六月一日から、あるものは八月一日から、あるものは十月一日から、あるものは十二月一日から、調べてみるとそのような実情になっております。たまたまきょう

は四月一日ということなのだけれども、国家公務員の給与にいたしましても、基準はやはり四月一日だ。民間のいろいろな団体ににおきましても四月一日が一つの基準になっておる。そういう考えからすれば、いろいろ理由があるのだけれど、わからぬでもないけれども、できるだけ時期を統一するというのが望ましいというふうに思ふますので、こころの政府側のお考えをもう一遍ひとつお聞きしておきたいというふうに思ふ。

○小龍政府委員 ただいま先生から御指摘ありましたように、確かに四月、六月、八月、十月、十二月というように五段階発射といえますが、こういう方式でやっておるわけでございます。私どももいたしまして、事務的にできれば統一したところで出したいというように考えておるわけでございますが、先生御承知のように、何分にも財政事情がきわめて厳しい折からでございます。内容も盛る、実施時期も早めるという両方を満足させるということがなかなかできかねておるような状態で、非常に残念に思つておるわけでございます。

しかし、受給者側に言わせれば、若干おくれても実をとりたいたいという声もございしますし、ましてや一カ月早めるということとは相当の金額が必要になるような事情もありますので、内容を手厚くすることから実施時期を若干おくらせて財源的な措置をする、こういうことになっておるわけでございます。できますればなるべく統一した時期に実施したいというのが、私ども事務屋の希望でもあるわけでございますが、いかんせんそういう事情でございますので、御了解いただきたいと思ふ。

○逢沢委員 政府側のお話もわかりました。これもさつき指摘がありました。恩給の場合、前の年の国家公務員の給与改定を基準として次の年にいろいろのものを決めておる。要するに一年おくれと言つておられますが、そういう事情もありますので、いま申されたようなことどもも含めてできるだけ支給時期を四月一日、年度がわりに統一をす

るといふ方向に持つていつていただきたいということを重ねてお願いをしておきたいと思うのです。そうやっていつても一年おくれだ。一年おくれにいつてもいろいろ議論があるところではないでしょうか。でも、そうやっていつても一年おくれだといふことでもあります。附帯決議にも過去何年間にわたつてこの問題は指摘がなされております。

次に、いまの恩給制度の中に最低保障というものがありません。この最低保障という制度の考え方、それからこの制度がいつごろから始まつたものか、その点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○小泉政府委員 先生御承知のように、恩給の年額の計算でございますが、これは最終の俸給と勤務した年数、これによつて計算されるわけでございます。したがらいつても、俸給のきまつて低い人あるいは勤務年限の短い方、こういった方についてはかなり低額の年金になるわけでございます。ただ恩給といふのは、国に忠実に長年お勤めになられた方の生活の一つの支えにするという趣旨もございまして、余り低い恩給年額、これについてはある程度の額を考へるべきではないかといふことで、特に高齢者の方あるいは妻子、そういった方については最低保障額というのを決めまして一定額を保障するという制度をとつたわけでございまして、これは昭和四十一年から発足しております。

それでその後、逐次他の公的年金等の横並びを考へながら改善してまいつたわけでございまして、今回の改善におきましては、先ほど話に出ましたように、ベースアップについては三・四％プラス三千二百円という改善率でございますが、最低保障につきましては八％を超える改善を行つておるわけでございまして、また、扶助料の最低保障につきましても寡婦加算等の増額を含めて相当大幅の改善をしておるわけでございまして、

それで、この最低保障の適用範囲と申しますか、大体現在七十四万人適用人員がございまして、

て、カバレッジとしましては全体の四〇％を超える状況でございます。もちろん、長期と短期がございまして、御存じのように実在職年が恩給年限以上の方とそれ以下の方とございまして、長期につきましては大体四〇％くらいでございますが、短期につきましてはもう八〇％を超えるカバレッジを持つておるわけでございまして、これの改善といふのが相当大きな意味合いを持つてくるのではないかと考へておるわけでございまして、

○達沢委員 次に、扶助料についてお伺いをしたいと思ひます。原則として二分の一といふことのように、しかし、加算だとか加給だとかいつたようなことで実質的には二分の一が幾らかオーバーしてゐるような場合もあるようですが、原則として二分の一といふことです。これも附帯決議に前々から出ておりますが、二分の一を何とか五五％あるいは六〇％にするわけにいかぬかという議論なのですが、よその国でこういう制度を採用してゐる国の例があれば、その実例を示していただきたいと思ひます。

○小泉政府委員 私どもは余り外国のことにも十分には承知しておりませんが、と申しますのは、外国でもやはり妻一人の場合あるいは子供がある場合、いろいろ条件によつて大分違ふようでして、それを何％といふのが適当かちよつとわかりませんが、仮に妻だけ一人の場合を例にとりまして、一番高いところで西ドイツが六〇％、アメリカが五五％、それからイギリス、フランスあたりは五〇％、二分の一というふうな状況になつておるわけでございます。

○達沢委員 この扶助料の率の引き上げといふことに非常に関心を持つておられる方がずいぶんたくさんおられますので、この問題の前進にぜひ力を尽くしていただきたいといふことを強く政府側に要望しておきたいと思ひます。

そこで、戦後処理の問題につきましてお尋ねを申し上げたいのですが、先ほどの公務扶助料等々の改善というふうなことで、ここ四、五年の間改

善がなされております。しかし、戦争に召集されて戦地へ行つた、不幸にして戦死をした、そういう方々に対して遺族の家庭に公務扶助料が支給される。最近公務員の人々が公務事故、公務災害によりまして不幸にして殉職をされるといつたようなときに支給されておる金額、まづまづでありまされども、相当な金額になつておるケースもあるやうであります。そういうものに比べて現在の公務扶助料の支給金額、いろいろと考へさせられる問題が多いわけなんです。

ある人の調査によりますと、戦没遺族の公務扶助料、昭和二十七年か昭和二十八年に新しく発足して毎年国から支給される金額を合計したら、昨年の十二月末日までその総累計金額が五百四十五万円だといふような計算をせられておる人もあります。むろん経済価値が、二十年も二十五年も前ではずいぶん違ふわけですから、こういう金額は決して合理的といふかこれを基準にするといふこともできかねるものでありますけれども、それにしても昭和二十七年、八年ごろから去年の暮れまでの国家補償が、その総合計が五百四十五万円といふことを考へると、常識的に考へてそんなものかなといふ感じがするわけなんです。むろん経済価値が違ふのですからそこところは非常に問題があると思ひます。

あわせて、昭和二十年の終戦のときから七、八年は遺族の人はほつておかれておる。国は何にもしてあげてない。しかも重要なことは、公務扶助料の対象者といふのが非常に少なくなつていきつた。総理府からいいただいた書類、去年の分とことしの分と調べてみて、公務扶助料の受給者総人数が、去年の場合が六十七万人、この間暮れにいただいた書類のそれが六十三万七千人といふことですから、それだけで見ても一年間に三万三千人から受給者が減つておられるといふことであります。そうなりますと、たとえば三万三千人を仮に三百六十五日で割つてみるとすれば一日当たり九十人ぐらゐ減つておる。一日九十人といふことは一時間にすれば四人弱減りつた。そうし

ますと、一時間に四人といふことは十五分間に一人減りつた。こういう計算になるわけなんです。

ですから、私がいまここでこういうふうになつております最中にも、息子さんを戦争で亡くされたたといふ老父母の人々、先行き非常に短いといふやうな人が現実的にこの時点にでもおられるといふことでもあります。そうであるならば、やはり作業を急がなければいけないといふことになつてまいります。後のことは心配するなと言つて送り出しておるわけですから、ほかの社会保障とか国家補償とかいふのはまた意味合いが違ふわけで、これは非常に特殊なケースなんです。特殊なケースであれば特殊なケースにふさわしいやうな処置がなされなければ、後のことは心配するなと言つたのがうそになるといふことでもあります。その辺はひとつ総理府の方にも十分に意を用いていただきまして、戦没者の方々にも十分に配慮をいたし、その遺族の方々にも十分な配慮をひとつお願い申し上げたいといふふうに思ひます。

その辺につきましまして、副長官のひとつお考へを伺いたいと思ひます。

○愛野政府委員 ただいま先生が申されましたように、この公務扶助料の受給者は、一身を犠牲にして国のために殉ぜられた方々の遺族であるわけでありまして、しかもそのほとんどが高齢者や妻子といふ、国の手厚い保護を必要とする方々ばかりであります。したがつて、公務扶助料の増額につきましては、従来から恩給改善における最重要項目として優先的に取り上げてきておるところであります。残念ながらいま先生が言われたやうな状況であるわけでありまして、

五十五年度におきましては、かねてからの強い要望であります月額十万円を直ちに実現することは諸般の実情から不可能であつたわけでありますけれども、現在の月額八万二千五百円をできるだけ引き上げることが必要であるとの考へ方から、公務扶助料の最低保障額を、遺族加算を含め、五十五年六月から月額一万二千円引き上げて九万四

千五百円とすることとしたものであります。

しかしながら、この遺族の方々の置かれておる立場等を考慮すれば、十分先生の言われることは理解するところでありますし、また御指摘の次第も十分理解するところでありますから、次年度におきましてはできるだけ前向きに、先生の御意思に沿ってひとつ努力するようにしなければならぬ、こういうふうに思うわけであります。

○逓沢委員 ぜひそういうことで前に進んでいただきたいということを重ねて要望しておきたいと思ひます。

次に、いわゆる傷痍軍人の方々に對する処遇改善も漸次充実をしております。喜びにたえないところであります。しかし、深く考へて調べてまいつてきますと、いろいろと腑に落ちないような問題も残っております。たとえば、増加非公死扶助料と傷病者遺族特別年金、これの今度の改善の数字をながめてみましてどうも腑に落ちないように思ひますが、これについてひとつ御説明をお願いしたいと思ひます。

○小森政府委員 ただいま御指摘の、増加非公死扶助料と傷病者遺族特別年金、これの差が余りにも大きいのではないかと御質問かと思ひます。

増加非公死扶助料と申しますのは、増加恩給を受けていた方の遺族に対する年金でございます。この増加恩給と申しますのは、御承知のように非常に症度の重い方、私どもこれを項症と呼んでおりますが、特別項症から七項症まであるわけでございまして、非常に症度の重い方々については普通恩給が併給されておるわけでございます。普通恩給と増加恩給とが併給されておるということになつておりました、したがって、その遺族に對しては当然といひますか、戦前からずっと扶助料として出ておつたわけでございます。

ところが、傷病者遺族特別年金と申しますのは、症度の比較的軽い方、私どもこれを款症と呼んでおりますが、一款症から四款症であるわけでございしますが、こういった方々が公務の傷病に

よらないで平病死された、普通の病気で亡くなられたという場合に給付しておるわけでございしますが、これは戦前にはなかった制度でございまして、昭和五十一年に初めて設けられた制度でございします。

この傷病者遺族特別年金を設けた趣旨でございますが、これは少ないながらも、款症という非常に軽い症状ではあつても、恩給を受けておられた方々が亡くなられて、いきなり年金がなくなつてしまふということでは余りにもお気の毒ではないかということで、年金として一定額を差し上げるといふような形で発足したわけでございまして、五十一年発足当時は年額十万円というところで、まあお灯明料といひますか、線香代といひますか、そういう感じの金額であつたかと思ひます。しかし、これも増加非公死扶助料等の改善に合わせまして毎年改善を続けてまいりまして、今回は十八万二千九百円、この四年、五年ぐらゐの間に八十八何%の改善ということになつておるわけでございまして、これをさらに改善すべきかどうかということにつきましては、他の恩給、年金との横並びもございしますので、慎重に検討すべき問題ではないか、このように考へておるわけでございします。

○逓沢委員 御答弁はわかりませんが、余りにも格差が大きいような感じがいたしますので、ひとつ部内におきましてよく検討して処置をしていただきたいということを重ねて要望いたします。

次に、この問題もさつき上原さんから指摘がされておりましたが、われわれの側では未処遇という言葉を使つておるのですが、われわれの方にもいろいろな団体の人々から、こういう問題はどうかならぬかと、こういう問題がまだ残つてゐるんだけれども、われわれ非常にづらい目をしてゐるんだとかいふような、いわゆる終戦当時あるいは戦後処理に関する問題でずいぶん注文、苦情を聞くわけなんです、いま総理府恩給局でつかんでおる、そういう残された問題、どういふ種類の問題が一体どれくらゐの件数あるのか、もしわかればひとつどなたか御答弁いただきたいと思ひます。

ます。

○小森政府委員 これも先ほど上原先生にもお答え申し上げたのですが、通算制度でございします。恩給に通算しておるような特殊法人、特殊機関、外国政府、こういったものにつきましては戦前、中国あるいは満州等にそういった団体が百以上あつたといふように聞いておるわけでございします。そのうち現在処置しておりますのが二十二でございします。したがって、あと八十幾つかは残つておるのだらうと思ひますが、そのうち私どもの方へ直接いろいろの要求あるいは陳情といふたようなことで参つておりますのが、ざつと数えて十五くらいあるかと思ひます。先生方と、ころへもいろいろの陳情があるかと思ひます。

ただ、私どもとしましては、この二十二を選び出した基準が、単にその業務の内容が恩給公務員のやつておつたような仕事と非常に類似しておるということだけで決めておるわけではございませんで、やはりいろいろの人事交流とか、その法人の性格とか、こういったものを勘案しながら決めていったわけでございします。私どもとしましては、未処理というやうな觀念よりは、もう十分検討した上で決めたのだというように感じておるわけでございします。残りの法人等につきましてさらに検討していくというやうなことはむづかしい問題ではないか、このように考へておるわけでございします。

○逓沢委員 お話はわかります。わかりませんが、本当に気の毒な人、困つてゐる人、谷間の人、こういう人に対してはぜひひとつ温かい手を差し伸べるといふ姿勢で、そうした残された問題の処理、解決のために一層の御配慮をこの際お願いをしたいと思ひます。

先年、日赤の看護婦さんに対して処理がなされた。この問題もさつき上原さんの方から出ておりましたが、あの日赤の看護婦さんの処理、どういふ作業をどういふふうによつておるかということについて改めてひとつお尋ねをしたいと思ひます。どなたでも結構ですから。

○関(通)政府委員 日本赤十字の従軍看護婦さんに対して慰勞金は、御存じのように五十四年度から実施したわけでございしますが、五十四年度は総額で八千七百円総理府に計上いたしまして、これを日赤本社に補助金で交付いたしまして、日赤本社が各看護婦さんに支給をいたしてあります。具体的には、昨年の十二月に書類等が全部整いました約千四十人の方々に慰勞金をお支払いいたしております。先生御存じのように平均約十三万円程度でございしますが、その支給が行われております。五十五年度につきましては、すでに予算の中に一億三千万円の予算を計上いたしまして、五十四年度と同様に日赤本社から支給をいたす、かようなことにいたしてあります。

○逓沢委員 そうなりますと、さっきの話で、やはり陸海軍の方々の看護婦さんの問題が当然ごく自然に出てくるということなんです。これに對しても、これは厚生省ですか、何か手だてをするといふように聞いておりますが、陸海軍の従軍看護婦さんに対する手だての内容について御説明をいただきたいと思ひます。

○森山説明員 旧陸海軍看護婦さんの問題でございしますけれども、この方々のいろいろな資料というものが国にも都道府県にもございせんので、今年度厚生省で実態調査をやるといふことで、予算の中に千七百万円計上してございします。具体的方法につきましては目下鋭意検討中でございますけれども、基本的に申し上げますと、こういった看護婦さんの方々に對しまして調査票をお配りいたしまして、それに必要な事項を記載していただきまして、もちろん都道府県を通じてやるわけでございしますけれども、これを回収いたしまして厚生省で必要な集計を行うということでございします。

調査の内容でございしますけれども、中心となりますのは、こういった方々の戦地勤務などを中心としたしました外地における履歴でございします。それと、そういった履歴を裏づける資料が何かをお持ちかどうかということが調査の中心になると

思います。この調査は今年度なるべく早く早く実施を
いたしたいというふうに考えております。

○逓沢委員 せひひとつ詳しく調査をしていただ
きまして処置が適正にできますように要望いた
します。

次に、略して軍歴通算とわれわれの方では言う
ておりますが、何か軍隊に行っておられた人が終
戦になった、引き揚げてきた、官公庁に勤めた、
そういう人の場合軍隊におつた期間が通算をされ
ることになっておるのだという話を聞くのです
が、そこはどうなっておりますか、御説明をいた
だきたいと思ひます。

○小龍政府委員 恩給制度と申しますのは大正十
二年、もつとさかのぼれば明治からずっとあつた
わけでございますが、大正十二年に恩給法ができ
まして、いわゆる官吏あるいは旧軍人等につい
て、これを対象として支給してまいつたわけでご
さいますが、昭和三十四年になりまして、もつと
も三公社の場合ももつと早いわけでございます
が、公務員の共済制度ができましたから、この共
済制度に全部乗り移つたわけでございます。恩給
の場合は、雇用人というものは含まずに、いわゆ
る判任官以上の官吏についてその対象としておつ
たわけでございますが、そういう差を全部なく
して、公務員全般について共済制度というものが
できて恩給はなくなつてしまつたわけございま
す。その際、その恩給制度のなくなった人はほつ
ておくわけにまいりませんので、共済制度にその
まま引き継いだわけでございます。したがって、
官吏ばかりという話のようございしましたが、必
ずしもそういう一方的なあれではなくて、やはり
それまで恩給を受ける権利を持つておられた方を
捨てるわけにいかないということで共済制度に
引き継いでいったわけでございます。

なお、旧恩給制度におきましてもいわゆる文官
といひますか官吏の方と、それからその方が軍隊
に行かれたという場合、これは交互の通算はずつ
と昔からやつておつたわけございまして、つい
最近になつて軍人だけをその共済に引き継ぐとい

うような制度ではないわけでございます。そうい
うような経過を経まして現在共済制度に引き継ぐ
という形になっておるわけでございます。

○逓沢委員 その説明もわかりませんが、そういう
ことに該当できた人はいないけれども、たぐさんの
人が軍隊に行つておられた、引き揚げられた、会
社へ勤めるとか団体に勤められるというようよう
なことになつていくわけでしょうか、そこで官公
庁に勤められた人はいまの話でよろしいわい、と
ころが会社にお勤めされた人、いろいろな団体に行
かれた人はお役人さんはそういうことになつて
おるのかというような問題が当然に発生してくる
と思ひます。むずかしいところと思ひますけれど
も、いまこの問題についてそういう差があるとい
うことについて、政府側はどのようにお考えに
なれますか。お伺ひしたいと思ひます。

○愛野政府委員 ただいまの短期軍歴者の方々の
問題につきましては、御指摘のようになつてから
種々御議論のあるところであります。政府内
でも検討を重ねたところでありますけれども、い
づれにしても大変むずかしいいろいろな問題があ
るという認識に立つておるわけでありまして、
このような状況にかんがみまして、総務長官と
しては、この問題について権威ある学識経験者の
御意見を聞いてみたいという御意向であるわけで
あります。今後各省庁とも御相談の上、恩給、
年金、共済とも関係があるわけでありまして、
この問題についてまさに適当な民間の方々等に十
分御意見を総務長官個人としてお聞きをしたいと
いう考えを持つておられるところでありまして、
○逓沢委員 よく研究をして考えていただきたい
というところであります。

次に、厚生省にお伺ひしたいのでありますが、五
十五年度から、いままです実現できなかった旧満州
地区に対する慰霊団と申しますか墓参団の派遣が
可能になつたというふうに聞いておりますが、そ
の概略について御説明いただきたいと思ひます。
○水田説明員 お答え申し上げます。
去る三月十八日に日中双方におきまして慰霊巡

拝の概要について共同発表をいたしましたわけござ
います。概要は、まず巡拝団の名称は東北地区
死没者遺族友好訪中団ということに相なつており
ます。団の編成は六十名とし、団長は厚生大臣と
する。この六十名のうち遺族代表は五十一名でござ
います。日程は、四月三十日から五月九日まで
の十日間とする。東北地区において巡拝いたしま
す場所は、瀋陽、長春、ハルビン、この三カ所
でございます。

なお、追悼式は、到着いたしました四月三十
日、日本大使館内において合同追悼式を行うほ
か、東北地区の瀋陽、長春、ハルビンにおいてそ
れぞれ中国側が同意した施設内において現地の追
悼式を行うことと相なつております。

なお、その他の具体的な行動につきましては、
今月の八日先遣隊を派遣いたしました現地の政府
と詳細を打ち合わせる、こういうことと相なつて
おります。

以上でございます。

○逓沢委員 よくわかりました。

恩給問題を調べておりますと年金と連動いたし
ておりますので、せっかくの機会ですので厚生省
の方にちよつとお伺ひしたいのですが、援護施策
の中に特別弔慰金というのがあるのですが、この
特別弔慰金とは何ぞや、その性格についてお尋ね
をしたいと思ひます。

○水田説明員 お答え申し上げます。

援護法あるいは恩給法で遺族年金が支給をされ
ているわけでございますが、遺族年金あるいは公
務扶助料をもらつておられる方が死亡等で失権さ
れた後、戦没者の御位牌を他の親族の方がお守り
いただいている、こういう実情があるわけござい
まして、戦後二十年たった四十一年に、いわゆる
二十周年としてそれらの戦没者の御位牌をお守り
いただいている方に、そういう区切りに着目して
特別の弔意を表したらどうかというところが
関係の向きから強く要請されて、それにこた
えて創設したものでございます。なお、御承知の
とおり二十周年、三十周年という区切り目にそ

うい特別の弔意を表している、こういう性格のも
のでございます。

○逓沢委員 よくわかりました。戦死した人のお
位牌をお祭りしておる遺族の人に支給がなされ
る、かようなことです。

それで支給の範囲ですが、調べてみますと、き
ようだい、おじさん、おばさん、おい、めい、い
わゆる三親等というのですか、そこまでのよう
ですが、そうですか。

○水田説明員 三親等内、先生の御指摘のと
りでございます。

○逓沢委員 実際には三親等以外の人で戦死した
人のお位牌をお祭りしている遺家族家庭があるの
です。この間も田舎に帰つてその話が出ました。
気の毒で見ておれないというふうにはたの人も言
うておられるのですが、先ほどの説明によりまし
と、戦死した人のお位牌を残つた人が、周りの
人が守り、そして祭つておられるということであ
るならば、いまの三親等という制限を広げていた
だいて、たとえばいとこがお位牌をお祭りして
おるといふようなところにも範囲を拡大してい
たきたいと思ひます。現実にはこういう遺族家庭
があるわけ、数はそんなにたくさんないと思ひ
ますけれども、現実にあるので、もう戦争が済ん
で三十五年にもなるわけですから、そういう問題
はひとつできるだけ処置をしてほしいというふう
にわれわれ思ひますが、その辺に対する御見解を
ひとつお伺ひしたいと思ひます。

○水田説明員 先ほど先生から特別弔慰金の性格
を聞かれましたので、主として着目した背景、パ
ックグラウンドをお答え申し上げます。たつてもご
いまして、私も特別弔慰金を支給するに当たり
まして、現実にお位牌を守つておられるかどうか
ということを実行行為として確認することは実は
いたしてないわけございまして、そういう具
体的な法定要件になつてないわけございまして
て、それはあくまでも一つのバックグラウンドと
いうふうに御理解を願ひたいと思ひます。
わが国は御承知のとおり仏教国でございます。

て、国が特別の弔意を表する、表さないにかかわらず、やはり亡き人のお弔いは何らかの形で血縁関係のある者がお守りをしていくという慣習があるわけでございます。特に現在支給しております特別弔慰金につきましては、遺族年金の支給範囲よりも拡大しまして、兄弟、姉妹あるいはおじ、おば、おい、めいというところまで、いわゆる公的な給付としては目いっぱい拡大をいたしておりますので、これ以上拡大してまいることはやはり公的な性格を持つ制度の範疇、他の権衡等考えて無理があるのではないか、このように考えている次第でございます。

○達沢委員 いまの支給範囲の問題、重ねてひとつ部内で御検討いただきたいことを要望いたしておきますと同時に、その金額の二万円、これにつきましても、お墓の維持管理あるいはお盆の行事あるいは春、秋のお彼岸の行事等々では年額二万円はもう右から左だ、もう少しこれを念の入ったことにしてもらいたいという要望もございます。さきの範囲の拡大と同時に、この二万円という金額についてももう少し増額がなされないものかという希望ですので、この二万円の増額の問題についても部内でひとつ御検討、お考えをいただきたいことを重ねてお願いをしておきたいと思います。

いろいろ申し上げましたけれども、戦争が済んで三十五年、まだ申しましたようないろいろな問題が残っております。われわれの方にもいろいろな人から、こういう問題は何とかならぬか、ああいう問題は非常に気の毒だから何とかしてあげてほしいというようなことが三十何年たったいまでもまだたくさん来るような状況であります。いろいろな問題を申し上げましたけれども、戦争にまつわる問題は特殊なことということで、ぜひひとつ格別の善処方を重ねて希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。失礼しました。

○木野委員長 次回は、来る八日火曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十七分散会